

姫路市防犯カメラ設置補助事業を利用する皆さまへ

※当該補助事業をご利用・申請する前に、必ずご覧ください。

防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン

姫路市 危機管理室 安全安心担当

I 本ガイドラインの策定目的

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つものとして、市内でも設置が進み、市民の関心も高まっております。その設置は、先進的かつ効果・効率的であると考えられますが、一方で、最高裁判所の判例では、憲法13条（個人の尊重）を根拠とし、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」などとされており、「映像を他の目的で使われプライバシーが侵害されるのではないか」などの不安を感じるとの声もあることから、プライバシーの保護に十分配慮した運用が求められているのが現状です。

本ガイドラインでは、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るために、最低限配慮すべき具体的な内容を取りまとめました。設置者の皆様は、これを参考に、防犯カメラの適正な運用に努めていただくようお願いします。

II 防犯カメラを適正に運用するために配慮すべき内容

1 防犯カメラの定義

防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する場所（共同住宅の共用部分等を含む。）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものです。（設置主体は問いません。）

2 防犯カメラの運用責任者等の指定

防犯カメラの設置者は、運用責任者及び取扱者を指定しましょう。運用責任者等は、防犯カメラの効果的で適切な運用を図りましょう。個人の画像データが盗まれたり、本人の知らない間に社会に出回ったりするようなことは絶対に避けなければなりません。運用責任者等は、防犯カメラの映像（画像データなど）はもちろんのこと、撮影された映像から知り得た情報も他人に漏らしてはいけません。

3 防犯カメラの撮影区域・設置していることの表示

防犯カメラの撮影区域は、必要最小限とし、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を表示しましょう。どこにカメラがあるのかなどの表示が適切でないと、いわゆる「盗撮」と同じ行為と考えられ、トラブルになる危険性があります。また、カメラの角度を調整するなどして、住宅などの私的空間が映り込まないようにしましょう。特定の住宅が写りこむ場合は、予めその所有者・居住者などの同意を得ることが肝要です。

4 防犯カメラにより撮影された映像の適正な管理

映像及び記録媒体は、次の事項に留意し、適正に管理しましょう。

- ① 映像の加工や不必要な複写は行わないこと。
- ② 施錠可能な保管庫等に保管し、盗難及び散逸の防止に厳重に努めること。

- ③ 関係者以外の立入や外部への持ち出しを禁止すること。
- ④ 保管期間は、1 箇月以内を目安に必要最小限とすること。
- ⑤ 保管期間経過後は、速やかに映像を消去すること。

5 防犯カメラにより撮影された映像の提供の制限

映像及び記録媒体は、次の場合を除き、第三者への提供を禁止しましょう。

- ① 映像から識別される特定の個人（本人の同意）がある場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 捜査機関から犯罪捜査目的で要請を受けた場合
- ④ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

6 苦情等への対応

運用責任者は、防犯カメラの運用に関して苦情を受けたときは、責任を持って、速やかに対応し、適切な措置を講じましょう。もし、「自分が写っている画像を確認させて欲しい」という本人からの申出があった場合は、他の人の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データ漏えい防止に配慮した上での対応等が必要となる場合があります。

7 防犯カメラを設置する際の留意点

防犯カメラに対する考え方は、全国的にも統一見解はなく、個人個人においても千差万別なのが現状です。また、機器代・設置費用ともその種別・工法等によりますが、一般的には安価なものではなく、さらに維持管理にも負担とコストがかかりますので、地域内での合意形成は慎重に行いましょう。

また、公園や公道上に設置する場合は、それぞれ管理者の設置許可等が必要な場合がありますので、設置に当たっては、事前にご相談ください。くれぐれも許可なく勝手に設置することがないようにご注意ください。

8 防犯カメラ運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、上記の内容を踏まえ、独自の運用基準を定めましょう。次の「防犯カメラ等運用基準（例）」を参考にしてください。

〇〇〇〇（設置者）防犯カメラ等運用基準（例）

（目的）

第1条 この基準は、〇〇〇〇（設置者）が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（姫路市〇〇町〇〇）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

（運用責任者等）

第3条 〇〇〇〇（設置者）は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇〇〇（設置者）は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

（運用責任者等の責務）

第4条 運用責任者及び取扱者（以下「運用責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

- (1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所に運用責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。
- (4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

（記録した映像等の管理）

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

- (1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。

(2) ○○○○（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、○週間までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合（苦情処理）

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（補則）

第9条 この基準の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この基準は、 年 月 日から施行する。

問い合わせ先 姫路市 危機管理室 安全安心担当
〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 防災センター5階
TEL 079-221-2090・2095
FAX 079-223-9541
E-MAIL anzen-ansin@city.himeji.lg.jp